

## dX ショートメッセージ(SMS) 配信サービス利用規約

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「dX ショートメッセージ(SMS) 配信サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「dX ショートメッセージ(SMS) 配信サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

### 第1条（本規約の適用）

1. 本規約は、本サービスの利用に関する当社との一切の關係に適用されます。本規約の内容にご同意いただけない場合、本サービスにお申込みいただくことはできません。なお、所属団体を代表して本サービスの利用をお申込みされる方（本規約に同意し、本サービスを利用する法人を「契約者」といいます。）は、本規約の内容につき、契約者に所属する役員、従業員、又は管理下に置かれた委託先の従業員等、契約者が本サービスを利用することを認めた者（以下「利用者」といいます。）に対して説明し、同意を得たうえで本サービスを利用させるものとします。なお、契約者は利用者が本サービスを適正に利用するよう管理監督しなければならないものとします。
2. 当社は、利用者による本サービスの利用及び本規約の違反を契約者によるものとみなし、本規約に基づき対応するものとします。

### 第2条（利用契約）

1. 本サービスは、契約者が指定する配信先（以下「受信者」といいます。）に対して SMS によるメッセージを配信する機能を提供するサービスです。
2. 本規約に基づく本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）は、本サービスの提供につき基本となる事項を定めた本規約、本サービスの仕様を定めた「dX ショートメッセージ(SMS) 配信サービス仕様書」（以下「仕様書」といいます。）により構成されます。

### 第3条（本規約・仕様書の変更）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本規約・仕様書を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上 (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) への掲載その他の適切な方法により周知します。

### 第4条（通知）

1. 当社は、本サービスに関する契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法によ

り行うことができるものとします。

- (1) 契約者が当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
  - (2) 契約者がビジネス d アカウントの ID として利用されているメールアドレス又はビジネス d アカウント規約に基づく予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知
  - (3) 契約者がサービス契約時に入力したメールアドレスへの電子メールによる通知
  - (4) その他当社が適当と判断する方法
2. 前項各号に掲げる方法による契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
  3. 当社は、第 1 項各号に掲げる方法のほか、当社の Web サイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を上に掲載した時点をもって当該通知が契約者に対してなされたものとみなします。

#### 第 5 条（ビジネス d アカウント等）

1. 本サービスの利用には、株式会社 N T T ドコモ（以下「N T T ドコモ」といいます。）が別途定めるビジネス d アカウント規約（<https://id-biz.smt.docomo.ne.jp/src/utility/rules.html>）（以下「ビジネス d アカウント規約」といいます。）に基づき N T T ドコモが発行した ID 及びパスワード（以下総称して「ビジネス d アカウント等」といいます。）が必要です。ビジネス d アカウント等の取扱いに関する条件は、ビジネス d アカウント規約に定めるところによります。
2. 契約者及び利用者がビジネス d アカウントを削除した場合は本サービスの利用ができなくなるものとします。

#### 第 6 条（利用契約の成立）

1. 本サービスの申込みを希望する者（以下「申込者」といいます。）は、利用規約の内容に同意のうえ、当社が指定する手順に従い利用契約の申込みを行うものとします。
2. 当社は、申込者に対し、第 1 項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
  - (2) 申込者が第 13 条（責務及び禁止事項）の定め違反するおそれがあるとき。
  - (3) 申込者が過去に不正利用等により本契約の解除又は本サービスの提供停止等の措

置を受けたことがあるとき。

- (4) 申込者が本規約に定める利用者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
  - (5) 申込者が第 28 条（反社会的勢力の排除）の定め違反するおそれがあるとき。
  - (6) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (7) 本サービスの提供又は本サービスに係る設備又は装置の保守が技術上困難なとき。
  - (8) 申込者が、本契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき。
  - (9) 申込者が、当社又は本サービスの信用を毀損する態様で本サービスを利用するおそれがあるとき。
  - (10) 申込者が、個人又は日本国内に法人登記がなされていない法人のとき。
4. 本契約は、当社が第 1 項に基づく申し込みを承諾し、その申し込み手続きが完了した旨を通知した時点で当該申込者と当社の間で成立するものとします。

#### 第 7 条（契約期間）

1. 本サービスの契約期間は、初年度の場合、翌年の前月末日までとなります（利用開始日が月途中の場合は、翌年の利用開始月の前月末日までとします。例：8月15日から翌年7月31日まで）。
2. 翌年度以降の契約期間は、前項に定める契約期間内に第 17 条（契約者による本契約の解除）に定める解約手続きを実施されない場合、契約期間満了の翌日から起算して 1 年間、同一条件をもって自動更新されるものとします。
3. 本サービスのオプション（以下、「配信通数追加オプション」といいます。）は、初月の場合、当月末日までとなります（例：8月15日から8月31日まで）。翌月以降の契約期間は、前項に定める契約期間内に第 17 条（契約者による本契約の解除）に定める解約手続きを実施されない場合、自動更新されるものとします。

#### 第 8 条（利用料金）

1. 契約者は、本サービスを、年額 13,200 円/ID（初年度は 10%OFF）で利用できます。なお、月間 100 通の配信可能通数を含み、余った配信可能通数の翌月以降への繰り越しはできません。また、利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、本契約の成立日の属する月末締めで一括前払いとします。
2. 契約者は、配信通数追加オプションを追加する場合、月額 1,100 円/ID で、月間 100 通まで追加配信可能です。なお、余った追加配信可能通数の翌月以降への繰り越しはできません。また、利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、月末締め翌月請求とします。なお、初月のみ無料です。
3. 前二項の配信可能通数は、請求通数で計算されます。請求通数とは、メッセージの請求時の通数をいい、文字数の多いメッセージは、操作上 1 通として送信しますが、請求時には文字数に応じた通数として計算されます。受信者が利用している携帯キャリアご

とに計算方法が異なります。従って、実際に送信したメッセージの通数と異なる場合があります。詳細は仕様書に定めるとおりとします。

4. 利用料金の支払い方法は、バーコード付き請求書による支払い（銀行振り込み可能）が基本となり、このほかに別途申込手続きをすることでクレジットカード払い又は口座振替を利用することができますが、クレジットカード払い又は口座振替は、申込手続きが完了した翌月の請求から開始します。
5. 利用料金の支払期日は、請求月の末日とします。
6. 当社は、特段の定めがある場合を除き、利用契約が途中で終了した場合であっても契約者が支払った利用料金の返金を行わないものとします。
7. 本サービスの利用期間中に消費税等その他税率等に改定が生じた場合には、法令等に従い、本サービスの料金についても改定後税率が適用されるものとします。
8. 当社は、利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求することができます。
9. 本条の規定により支払いを要することとなった額は、本規約または当社の Web 等に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。））の合計と異なる場合があります。

#### 第9条（本サービスの提供停止等）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
  - (1) 第6条（利用契約の成立）第3項各号のいずれかに該当するとき。
  - (2) 第13条（責務及び禁止事項）又は第26条（届出義務）に違反したとき。
  - (3) 第8条（利用料金）に定める支払期日を経過してもなお利用料金その他の当社に対する債務を弁済しないとき（当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。）。
  - (4) 当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
  - (5) 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
  - (6) 契約者がビジネスdアカウントを解除したとき。
  - (7) その他本規約等に違反したとき。
  - (8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
2. 当社は、契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができるものとします。ただし、本項の定めは、

当社が第 18 条（当社が行う本契約等の解除）に基づき本契約を解除することを妨げるものではありません。

3. 第 1 項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、契約者は利用料金の支払義務を免れることはできません。

#### 第 10 条（本サービスの提供中断等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
  - (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
  - (2) 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
  - (3) 当社が、システムのバージョンアップ、技術変更等の作業を実施するとき。
  - (4) 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
  - (5) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
  - (6) 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
  - (7) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
  - (8) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難になったとき。
  - (9) 本サービスが第三者の知的財産権を侵害していることが判明したとき。
  - (10) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難になったとき。
2. 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
3. 当社は、第 1 項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を第 4 条（通知）に定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該通知を行わないことがあります。
4. 当社は、第 1 項又は第 2 項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合であっても、利用料金の減免等を行わず、また当該提供中断又は利用制限等により契約者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

#### 第 11 条（本サービスの廃止等）

1. 当社は、自己の都合により、契約者に事前に通知することなく、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止をすることがあります。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、廃止日をもって本契約は終了するものとします。
2. 前項の規定に拘わらず、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止が契約

者に重大な影響を及ぼすと当社が判断した場合は、当社は予めその変更、追加又は廃止の内容について第4条（通知）に定める方法により通知するものとします。

3. 当社は、本条の規定により本サービスの変更、追加又は廃止したことにより契約者その他第三者に生じた損害について、その責任を負わないものとします。

#### 第12条（免責事項）

1. 当社は本サービスを現状有姿のまま提供するものとし、明示又は黙示を問わず、本サービスについて、その商品性、正確性、特定目的への適合性、その提供の状態、アクセスの可能性、利用の状態、継続的な提供の状態、内容、性質若しくは得られる情報等が契約者らの希望を満たすこと、故障が生じないこと、発見された不具合が必ず修正されること、得られる情報等が常に正確なものであること、本サービスに関連する設備やデータ（本サービス用設備、料金請求データ等を含みます）が破損しないこと、別紙や関連資料に記載の内容が将来において変わらないことについて、必ずしも保証するものではありません。
2. 当社は、本サービスの利用による契約者の営業成果を、何ら保証する義務を負わないものとします。
3. 当社は、契約者が本サービスを通じて配信する情報等に関して一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、本条に定める他、本サービスに関して一切の明示又は黙示の保証責任を負わないものとします。

#### 第13条（責務及び禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用において、受信者の同意を得ない配信をしてはならず、当該同意について、本契約終了後も1年間保存する義務を負い、当社の求めに応じ提示しなければなりません。
2. 契約者は、本サービスの利用用途等について申込時に当社の承諾を得た内容を変更する場合は、事前に当社に通知のうえ承諾を得なければなりません。
3. 契約者は、本サービスの利用において、同一の携帯電話へ定期的にメッセージ配信をする場合には、受信者から、定期的にメッセージ配信をすることに対する承諾を得た上で、配信を行わなければなりません。
4. 契約者は、本サービスの利用において、同一の携帯電話へ定期的にメッセージ配信する場合において、受信者から配信を停止することを求められた場合その他受信者が当該携帯電話を利用していないと合理的に認められるときは、当該メッセージ配信を行わないようにしなければなりません。
5. 契約者の事業譲渡、分割、合併等により受信者へのメッセージ配信サービス（当社にメッセージ配信にかかる請求を行うものに限ります。）の提供主体が契約者から変更され

る場合において、契約者は、定期的にメッセージ配信をすることを承諾していた受信者にその旨を通知しなければなりません。

6. 契約者が受信者へ定期的にメッセージを配信するサービス（当社にメッセージ配信にかかる請求を行うものに限ります。）を終了するときは、契約者は、あらかじめ、定期的にメッセージ配信をすることを承諾していた受信者にその旨を通知しなければなりません。
7. 契約者は、本サービスの利用において、いかなる場合も、以下のいずれかに該当する取扱い若しくは行為を行わず、また、これらを誘発する行為を行ってはなりません。
  - (1) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為。
  - (2) 生命又は身体に危害を与えるおそれのあるもの。
  - (3) 猥褻性のあるもの、又は通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの。
  - (4) 射幸心を煽るもの。
  - (5) 事実誤認を生じさせるもの、又は誇大広告に該当するもの。
  - (6) 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為。
  - (7) 反社会的勢力との関係をもつ、もしくはそのおそれのあること。
  - (8) 公序良俗に反するもの。
  - (9) 本サービスで利用し得る情報を改竄すること。
  - (10) 有害なコンピュータプログラム、データ等を送信、使用すること。
  - (11) 手段、理由の如何を問わず、本サービスの運用を妨げること。
  - (12) 他人になりすますなど配信元を偽わり、又は配信元の誤認を生じさせるおそれのあるもの。
  - (13) 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
  - (14) 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
  - (15) ビジネス d アカウント等を不正に使用する行為
  - (16) 本サービスについて、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスを第 27 条（知的財産権）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為
  - (17) 本サービスについて、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）を行う行為

- (18) 本サービスに付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為
  - (19) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等を行う行為
  - (20) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
  - (21) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと
  - (22) その他、当社が不当と判断し、その旨を契約者に通知したもの。
8. 契約者が本条第1項から第7項までの定め違反し、又は違反するおそれがある場合、当社の判断により本サービスの停止等を行うことができるものとし、契約者が当該違反により、第三者に対し損害を与え、又は第三者から苦情等を受けた場合、契約者の自己の責任と費用により処理解決し、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第14条（責任の制限）

1. 当社は、第12条に定めるものを除き、本契約において、自己の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合は、本サービスの1か月分の利用料金（本サービスの年額を12で除した額に配信通数追加オプションを申し込んでいる場合はそれを加算した額）を上限として、当該損害を賠償するものとします。
2. 当社の故意又は重大な過失により契約者に損害を与えた場合は、前項の定めは適用しません。
3. 契約者が、本サービスを通じて配信する情報に個人情報を含めたこと等により、第三者に損害を与え、又は、第三者から苦情等を受けた場合は、契約者は、自己の責任と費用により処理解決するものとし、当社は、自己の故意又は過失による場合を除き一切責任を負わないものとします。

#### 第15条（損害賠償）

契約者は、本規約等に定める義務を履行しなかった場合には、当該不履行により当社が受けた損害を賠償する義務を負います。

#### 第16条（自己責任）

1. 契約者は、全て自らの責任において本サービスを利用するものとし、契約者の誤操作又は不正操作等により意図しない事態になったとしても、当社に対して何らの請求もできないものとします。

2. 契約者は、本サービスの利用において、第三者の権利を侵害し、又はそのおそれのある行為があった場合、契約者は、自己の責任と費用においてこれを解決します。

#### 第17条（契約者による本契約の解除）

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

#### 第18条（当社が行う本契約等の解除）

1. 当社は、契約者に対し、解約希望日1か月前までに書面又は電子メールを送信することにより、本契約を解約することができます。
2. 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
  - (1) 本契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
  - (2) 第9条（本サービスの提供停止等）第1項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
  - (3) 第13条（責務及び禁止事項）に違反したとき。
  - (4) 本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
  - (5) 当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。
  - (6) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。第6条（利用契約の成立）第3項各号のいずれかに該当するとき。
  - (7) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
  - (8) 監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
  - (9) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、差押え、仮差押え、仮処分、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき。
  - (10) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。
  - (11) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
  - (12) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
3. 当社が前項により本契約を解除する場合、契約者は、既に支払った利用料金について、一切の払戻しを受けることができません。

4. 第3項に定める解除は、当社の契約者に対する損害賠償請求権の行使を妨げません。

#### 第19条（無償解除）

当社が、天災その他当社の責に帰すことができない事由により本契約の履行が不能となり契約の解除を申し出た場合、本契約は無償で解除されるものとします。

#### 第20条（第三者への業務委託・情報開示）

1. 契約者は、当社が当社の責任において本サービスの全部又は一部について第三者に委託することを了承します。
2. 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な携帯キャリアに対し、契約者の情報（企業名及び本サービスに用いる電話番号）を開示することを了承します。
3. 当社は、第1項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第12条（免責事項）に定める範囲で責任を負うものとします。

#### 第21条（データの取り扱い）

1. 当社は、本サービス提供の過程で収集したデータを当社所定の期間、保存することができます。
2. 当社は、契約者が本サービスを介して閲覧できるデータの保存期間を定めることができます。
3. 当社は、本サービスを提供するため、本システムの移行や障害対応等の止むを得ない場合に、本システム内の契約者に関するデータを本システム外にコピーし、障害対応等のために調査することがあります。ただし当該用途以外でのアクセス又は利用しないものとします。
4. 当社は、本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏えいした場合又は滅失、毀損、漏えいその他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。
5. 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。
6. 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

#### 第22条（個人情報）

1. 当社は、本サービスの提供に際し知り得た個人情報を、当社が別途定める「プライバシーポリシー」（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）に従って取扱うもの

とします。

2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、受信者の個人を特定する情報（以下「個人情報」といいます。）の保有者たる個人情報取扱事業者として個人情報を適切に取扱うものとします。契約者は、個人情報に関する法令、事業者団体が定める標準的なガイドライン等を遵守し、適切な安全管理措置を採用及び運用するものとします。当社は、契約者からの委託を受けて個人情報の取扱いの一部を受託するものとします。
3. 当社は、第20条（第三者への業務委託・情報開示）に定める業務委託をする場合、当該業務委託に必要な限度において、業務委託先である第三者に対し、個人情報を開示することができるものとします。

#### 第23条（通信ログの取扱い）

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。

#### 第24条（契約者の地位の承継）

1. 法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。
2. 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

#### 第25条（権利譲渡）

契約者は、本サービス利用規約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

#### 第26条（届出義務）

1. 契約者は、本サービスの申込内容に変更があった場合、又は契約者の本サービスの利用内容に変更があった場合、速やかに当社に届け出なければなりません。
2. 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出を契約者に求める場合があります、契約者はこれに応じるものとします。
3. 契約者が第1項の届出を怠ったために、当社の通知若しくは送付された書類が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。また、契約者が前項の届出を怠ったために、本サービスの全部又は一部が提供されない場合でも、当社はその責任を負わないものとします。

## 第27条（知的財産権）

1. 本サービスに係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、当社又は第三者に帰属します。本規約等への同意は、契約者に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではなく、本サービスの利用に必要な範囲に限って、本サービスを使用することができるものとします。
2. 当社は、本規約等において許諾等することを定めている権利を除き、契約者に対していかなる知的財産権その他の権利も許諾又は譲渡するものではなく、契約者はこれに承諾するものとします。
3. 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。
  - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
  - (2) 営利目的の有無を問わず第三者に貸与、譲渡、担保設定等をしないこと
4. 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

## 第28条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - (1) 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
  - (2) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

#### 第29条（分離性）

本契約の条項の一部が、法令上無効であるとされた場合でも、残りの条項は効力を有します。

#### 第30条（協議）

本契約に定めのない事項及び条項の解釈について疑義が生じた場合は、契約者と当社で協議のうえ解決するものとします。

#### 第31条（紛争の解決）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第32条（準拠法）

本契約に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第33条（残存効）

本サービスの利用が終了した後も、第22条（個人情報）、第10条（本サービスの提供中断等）、第9条（本サービスの提供停止等）、第14条（責任の制限）、第27条（知的財産権）、第25条（権利譲渡）、第31条（紛争の解決）及び第32条（準拠法）の定めは、なお有効に存続するものとします。

附則（令和5年4月11日 CAS3サ000400000007-01号）

（実施期日）

本規約は令和5年4月17日から実施します。

附則（令和5年9月12日 CAS企第000400001429-01号）

（実施期日）

本規約は令和5年10月1日から実施します。

附則（令和6年4月16日 CAS3サ000400000747-04号）

（実施期日）

この改正規定は令和6年5月10日から実施します。